

令和7年12月
熊取町教育委員会

令和8年4月に町立小学校入学予定の児童の保護者の皆様へ

就学援助（新入学学用品費）入学前支給制度のお知らせ

熊取町では、児童の就学に必要な費用にお困りの保護者に対し、その費用の一部を援助する「就学援助」を実施しています。

令和8年4月に町立小学校入学予定児童の保護者を対象に、「就学援助」のうち新入学学用品費について、入学前に支給する「入学前支給」を実施しますので、希望される方は下記の要領で申請してください。

援助内容

新入学学用品費： 57,060円

対象者

次の①②の要件をともに満たしている世帯の保護者が対象となります。

- ① 居住要件・・・令和8年1月1日時点で本町に住民票があり（区域外就学の手続きをしている場合を除く）、令和8年4月に町立小学校へ入学を予定している児童の保護者
- ② 所得要件・・・世帯全員（別居の保護者を含む）の令和6年中の「社会保険料等控除後の所得金額」が「認定基準額」を下回る方（生活保護受給世帯は対象外）

（※）「社会保険料等控除後の所得金額」とは、総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の総額から社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した金額となります。ひとり親については、ひとり親控除又は寡婦控除についても控除対象になります。

（例）給与収入530万円（年収）の場合、給与所得は380万円となります。

社会保険料等控除が70万円の場合、給与所得380万円から70万円を差し引き、令和3年度税制改正のため引き下げられた控除額の10万円を引いた300万円が「社会保険料等控除後の所得金額」となります。

【世帯ごとの認定基準額のめやす】※年齢構成により異なります。

世帯構成人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯
社会保険料等控除後の所得金額合計	約159万円以下 [40歳, 6歳(新小1)]	約216万円以下 [40歳, 35歳, 6歳(新小1)]	約269万円以下 [40歳, 35歳, 9歳, 6歳(新小1)]

申請期日・支給時期等

※申請日によって支給時期が異なりますので、ご注意ください。

申請時期	申請期限	認定結果及び支給時期
第1回	令和8年1月5日（月）まで	令和8年1月下旬
第2回	令和8年1月23日（金）まで	令和8年2月下旬
第3回	令和8年2月27日（金）まで	令和8年3月下旬
第4回	令和8年3月31日（火）まで	令和8年4月下旬

裏面もご覧ください。

申請手続きについて

【申請方法】

右のQRコードを読み取りのうえ、WEBフォームにて申請



【QRコードでの申請ができない場合】

就学援助（新入学学用品費）入学前支給申請書を熊取町教育委員会事務局

学校教育課（役場北館2階）へ持参、または郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、申請期日必着となります。

【申請書の配付場所は下記のとおりです】

②熊取町役場 学校教育課 指導グループ（役場北館2階）

①熊取町ホームページ



※申請にあたっては、次の事項について同意の上、申請を行ってください。

- 1.世帯全員の住民基本台帳情報、課税台帳の閲覧及び生活保護、児童扶養手当の受給状況を確認すること
- 2.就学援助等の支給を受けた後、熊取町から転出した場合、転出先の市町村に支給状況の情報提供をすること
- 3.学校諸費等の納入金に未納がある場合、受領および未納分経費への充当について、校長に一任すること

※ひとり親家庭の方：町民税でひとり親控除を申告済みの場合は確認できますが、控除未申告の方は、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、住民票除票、申請者の戸籍謄本などひとり親であることが確認できる書類（いずれもコピー可）を提出してください。

※配偶者と別居する世帯（単身赴任等の理由）の場合、別居する方が町外在住の場合は、課税（所得）証明書の提出が必要です。

※令和7年1月1日時点で他市町村に居住されていた方につきましては、その市町村にて発行される令和7年度課税（所得）証明書（令和6年中の所得のもの）の提出が必要となります。なお、教育委員会に個人番号（マイナンバー）を提示のうえ、所得情報の取得についての同意書に署名いただければ、課税（所得）証明書を省略できる場合があります。詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。

※所得を申告されていない場合は審査ができず、不認定となりますので、必ず申告をすませてください。（申告先：熊取町役場 税務課）

その他注意事項

- ・4月1日以降の令和8年度就学援助制度に関しては、入学後にお知らせしますので、別に手続きが必要となります。
- ・令和8年3月末までに町外へ転出予定の場合および生活保護世帯については対象外です。
- ・熊取町立小学校以外（国立・私学、支援学校等）へ入学された場合は対象外となりますので、受給後に事実が判明した場合は全額返納していただきます。

問合せ・提出先

熊取町教育委員会事務局 学校教育課 指導グループ

〒590-0495 熊取町野田1丁目1番1号（熊取町役場北館2階）

TEL 072-452-6360 / FAX 072-452-7103